

2015年5月

「フランスにおける株式会社の成立と展開 ―会社本質論への手がかりとして―」

第5期 客員研究員

早稲田大学法学学術院 助手

石川 真衣

要約

フランスにおいて株式会社に関する法文の規定が初めて設けられたのは1807年商法典においてであるが、会社（ソシエテ）の一形態として、その一般規定は現在もなお人的関係の強い結合を想定した会社契約を前提とする民法典第1832条にある。会社（ソシエテ）概念は、小規模且つ閉鎖的な会社から大規模株式会社まで多種多様な形態を含むものである。本稿は、第一になぜ会社（ソシエテ）概念に株式会社をはじめこれほど多くのものが取り込まれたのか、第二にプリミティブな会社契約とは一見全く異なる株式会社がどのように生まれ、どのような変遷をたどってきたのかといった二つの視点から、フランスの株式会社法制の歴史をたどるものである。

会社（ソシエテ）の原型はローマ法上のソキエタスにあるとされるが、中世フランスにおいてその影響は必ずしも著しいものではなかった。商法典制定以前に存在していた、フランスにおける株式会社の原型として挙げられるのは南フランスの水車事業体、フランス北部及びベルギーの鉱山事業体、及び国王の特許により設立される商事コンパニー

（Compagnies de commerce）である。これらはいずれも個人では結集し得ない多額の資本の集中を可能とした形態であり、それぞれ性質及び特徴は異なるものの、株式会社形態の萌芽として位置づけられる。しかし、これらの株式会社の原型は、商事会社形態をはじめとした結社一般に対する不信感を特徴とするフランス革命の影響を少なからず受けた。アンシアン・レジーム期において大規模商業の主体となっていた商事コンパニーは商業の自由の観念の出現によりそれまで与えられていた独占権を失い、最終的に消滅したが、水車事業体及び鉱山事業体は革命後も存続した。

革命期の思想の影響を受け、会社は私人間の結合から成る存在と説明されることになり、1804年民法典第1832条もこの説明を受け継ぎ、会社を構成員間の契約として位置づけている。民法典の後に制定された商法典において商事会社に関する条文の数が限られていることは、民法典の規定に基づき、構成員の自由な意思により会社内の関係が形成されることを前提としたことによると思われる。それにもかかわらず、1807年商法典において初め

- 1 -

(注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用（転用・複製等）及び改変を行うことはできません。

2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。

て株式会社に関する規定が置かれた際に採用されたのはコンセイユ・デタによる厳格な設立許可制であった。許可主義から準則主義への移行が完全に実現されるのは1867年7月24日の法律によってである。設立許可時代にコンセイユ・デタが重視していたのは発起人という個人の信用であったが、準則主義の導入により会社資本の多寡に応じてその会社の信用の度合いが判断されるようになり、株式会社の物的会社としての性格が確立した。

1867年以降、株式会社の設立数は飛躍的に増加し、また各会社の規模と併せて株主数も増大した。ここで生じたのが株式会社を会社の一般規定の定めるところに従い、構成員間の契約として捉えてよいかという問題である。会社の性質をめぐる問題は、伝統的な会社契約の理念の支持者と公法上の概念である制度 (institution) の導入を支持する者の間の対立と化し、さらに20世紀に入ってからの企業 (entreprise) 概念の出現は会社を契約と解する見解に対する有力な批判となった。こうした対立は判例においても現れ、その主な場面として挙げられるのは、多数決原則の確立、株主に対する退社の強制、会社機関の位置づけ及び一人会社の導入に関するものである。

上記の会社の性質をめぐる問題において重要な役割を果たすのが「会社の利益 (intérêt social)」概念である。同概念は会社を契約か制度か、どのように捉えるかが明確でない状況において、会社を通じて実現する目的を個々の事案に応じて判断する際の手段として司法権力により頻繁に用いられてきた。今後は同概念の適用場面を研究課題とする。

(掲載誌：石川真衣「フランスにおける株式会社の成立と展開 (1)～(4・完)」早稲田大学大学院法研論集149号25頁～48頁、150号1頁～26頁、151号25頁～52頁、153号29頁～55頁)

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用 (転用・複製等) 及び改変を行うことはできません。
- 2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。